

## 埼玉県茶業研究所における不正防止計画

令和4年12月1日  
埼玉県茶業研究所長決裁

「埼玉県茶業研究所における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」第9条第3項第3号に基づき、不正防止計画を下記のとおり定める。

今後、この計画に基づいて研究活動の不正防止に取り組み、実施状況を検証し、また、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討をさらに進め、必要に応じて、本計画の内容を見直す。

### 記

#### 1 責任体系の明確化

研究所長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事を配置し、責任体系の明確化を図る。

#### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 「埼玉県茶業研究所における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」により、適正な運営・管理を推進する。
- (2) 不正防止や公的研究費に関するルールの周知のため、職員研修(コンプライアンス教育)を毎年度実施する。

#### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の見直し

不正防止推進チームは、内部監査や通報窓口等への通報等の事例の検証に基づき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、不正防止計画に反映させる。

#### 4 研究費の適正な運営・管理活動

##### (1) 計画的な予算執行状況の確認

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

##### (2) 物品等の発注・管理に係る手続き

物品の発注、検査、管理等については、明確な手続きを設け、適切な事務執行が行えるように取り計らう。

#### 5 研究活動の適切な推進

研究者は最低5年以上研究データを保存し、必要と認められる場合はそれを開示するものとする。

#### 6 情報の伝達を確保する体制の整備

- (1) 通報窓口、手続き等をホームページ等で公表し、周知を図る。

- (2) 不正防止計画等の公表

不正防止計画、不正行為等の防止に関する規程等をホームページ等で公表し、不正防止

の取り組みに関する積極的な情報発信を行う。

## 7 モニタリングの充実

### (1) 内部監査による問題点の把握及び改善

内部監査担当部署は、必要に応じてコンプライアンス推進責任者と連携して、内部監査を年1回実施する。改善を要する事案を把握したときは不正防止対策チームに連絡し、不正防止対策チームは直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。また、再発防止策を不正防止計画へ反映する。

### (2) リスクアプローチ監査の実施

不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプル抽出したリスクアプローチ監査を必要に応じて実施する。

## 8 不正防止計画の点検・評価

常に研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、必要に応じて、その見直しを図る。